

令和4年11月4日

一般社団法人全国警備業協会 御中

警 察 庁
財 務 省
国 税 庁

消費税の適格請求書等保存方式の開始に向けた周知等について (協力依頼)

平素から、警察業務の各般にわたってご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が令和5年10月1日に開始されます。令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」となるための原則的な期限は、令和5年3月末になっております。

インボイス制度においては、買手は消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手はインボイスの交付を行うためには「インボイス発行事業者」の登録申請が必要になります。

そのため、昨年より数次にわたりお願いさせていただいた内容と重複する部分もございますが、制度開始に向けて制度の内容をご理解いただき、事業者の方々の円滑な準備のために、以下の5点についてご協力賜れば幸いです。

1. 早期登録の依頼

インボイス発行事業者の登録については、令和4年9月末時点では約120万の事業者の方が登録されています。この登録件数については、現在毎月約20万程度が登録されており、そのペースも前月比で+20%になるなど、加速度的に増加しています。こうしたことから、原則的な申請期限である令和5年3月末に近づくにつれ申請数が大幅に増加することが予想されます。そのため登録処理に時間をいただくことが予想されますので、現時点で登録を予定されている事業者の方などにおかれましては、できるだけ早期の登録申請をお願いしています。

なお、制度自体や登録申請に際して必要となる情報は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」内に「インボイス発行事業者」の登録申請手続を掲載しております。同サイト内には、事業者の方の制度理解に資する資料や国税庁・税務署が主催するどなたでも参加可能な説明会のご案内等も掲載しています。

また、一般的なご質問を受け付けるチャットボットやフリーダイヤルも開設しておりますので、ご活用ください。

2. 貴団体の会員事業者向けの説明会開催の検討及び実施

ご希望に応じ、貴団体が主催する会員向けの説明会・研修会に財務省・国税職員を講師として派遣させていただきます。こうした説明会・研修会の開催について積極的にご検討いただけますと幸いです。

なお、これまでに開催実績がある事業者団体も申し込みが可能になっています。詳細は別添1及び2をご覧ください。

3. 貴団体の発行する会報誌や業界紙への寄稿

貴団体が発行する会報誌や業界紙に、インボイス制度の概要や、事業者において必要となる対応等について可能な限り各業界の実態に即した内容の寄稿をさせていただきたいと考えております。

字数や内容についてはご相談いただけますので、寄稿の機会をいただけるかどうかについてご検討いただけますと幸いです。寄稿の機会をいただける場合には、貴団体の任意のタイミングで構いませんので、別添3に必要事項をご記載いただき、ご提出をお願いいたします。

詳細は別添1及び3をご覧ください。

また、国税庁で作成している記事下広告などを近日中に原則的な申請期限にフォーカスしたものにリニューアルする予定です。こちらについて、完成次第、PDFデータやIllustratorファイルにてご提供させていただく予定です。貴団体が発行する会報誌や業界紙へ掲載させていただけるかどうかについて、ご検討いただけますと幸いです。

なお、掲載させていただける場合には、貴団体の任意のタイミングで構いませんので、警察庁生活安全局生活安全企画課（警備業係）にご連絡をお願いいたします。

4. 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」について

免税事業者やその取引先の対応に関して、消費税法だけでなく独占禁止法及び下請法、建設業法といった関係法令に基づいて「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」をとりまとめて公表していますので、概要と併せて送付いたします（別添4～6）。

また、これらの関係法令における個別事例等の問い合わせについては相談窓口がございます。

別紙に記載されている各省庁URLにも掲載しておりますので、会員事業者へご案内いただき、引き続き関係法令が遵守されるようあらためて周知をお願いいたします。

5. 中小企業等に向けた支援措置等

令和3年度補正予算において、インボイス制度への対応に向けたIT導入補助金や持続化補助金といった予算措置が講じられています。会員事業者やその取引先にご活用いただけるよう、別紙に記載されているURLの周知をお願いいたします。

(以 上)

制度に関する各種ご案内

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 令和5年10月 インボイス制度が始まります！（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-090.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 税務相談チャットボット】

https://www.chat.nta.go.jp/invoice/app?utm_source=sonotapamph_qr

【国税庁 軽減・インボイスコールセンター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

中小企業等に向けた支援措置

【中小企業庁 中小企業生産性革命推進事業】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf

消費税のインボイス制度に関する 説明会・研修会への講師派遣及び寄稿依頼について

1 説明会・研修会への講師派遣について

講師を派遣させていただく説明会・研修会

- ◇ 貴団体が主催する会員事業者向けの説明会・研修会に講師を派遣します。
- ◇ 貴団体の傘下団体(地域ブロック単位の団体)が主催される同様の説明会・研修会にも講師派遣可能です。
- ※ 会員事業者の主に経理をご担当されている方への説明会や研修会が効果的だと思われ
ますが、団体開催の理事会や団体事務局に向けた説明であっても差し支えありません。
- ※ 新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、オンラインでの説明や、団体事務局
向けの少人数の説明会や複数回にわたる開催など柔軟な対応も可能ですので、ご相談く
ださい。

派遣する講師(財務省・国税職員)がご説明する事項(概要)

- ◇ 令和5年10月から開始するインボイス制度の概要について、事業者の方々からよく質問
を受ける内容を踏まえながら説明いたします。質疑応答の時間を設けることも可能です。
- ◇ これまで派遣講師による説明を受けた団体等からは、「説明を受けてみて制度理解が進ん
だ」や「準備を開始するきっかけになった」との声をいただいておりますので、積極的なお
申込みをご検討いただけますと幸いです。
- ※ インボイス制度の説明と合わせて、近時の電子帳簿保存法の見直しに関する内容について説
明をご希望の場合は、申込書にその旨をご記入ください。なお、電子帳簿保存法に関する説明
については日程等の都合上、ご希望に添えないこともある旨を予めご了承ください。

説明会の開催時期等

- ◇ 講師派遣の依頼は、制度開始に向けて随時、受け付けております。
(申込期限は設けておりません。)
- ◇ 講師派遣は、原則として平日の9時から17時までの間とさせていただきます。それ以外の
日程を希望される場合は前広にご相談ください。

講師派遣のお申込み

- ◇ 別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

〒100-8974
東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁生活安全局生活安全企画課担当 石原
電子メール:k.ishihara.ip.ta@npa.go.jp

2 寄稿依頼について

寄稿依頼の対象となる会報誌、業界紙

- ◇ 貴団体（傘下団体を含む。）が発刊する会員事業者向けの会報誌、業界紙にインボイス制度についての記事を寄稿します。
- ◇ 貴団体の会員事業者が社内向けに発刊する社内報など、個別の事業者のみが対象となるものには記事の寄稿はできません。

寄稿する記事の内容について

- ◇ インボイス制度の概要はもちろん、可能な限り貴団体（傘下団体を含む。）の業界の実態に即した内容の寄稿をさせていただきます。
- ◇ 個別の事業者や業界を指して、具体的に登録申請の可否の記載はできません。
- ◇ 内容等に関しての打合せを行うことができます。

寄稿依頼のお申込み

- ◇ 別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

〒100-8974
東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁生活安全局生活安全企画課担当 石原
電子メール：k.ishihara.ip.ta@npa.go.jp

会員向け

インボイス制度 説明会

を開催しませんか？

消費税

もちろん
無料！

財務省・国税庁※から
講師を派遣
します！

※ 国税庁のほか、各国税局・
税務署が担当します。



インボイス制度
なんて聞いたこ
とないなあ...

インボイスといっても
何から準備すれ
ば良いの...

講師派遣申込書を

申込書

いちばん
右下に記載

こんな声を聞く事業者団体
の方はいますぐ！

所管省庁へ

※ 地方支部団体等での開催をご希望の場合は最寄りの税務署に
ご相談いただいても差し支えありません。

業種や要望にそった説明により、

参加者の約9割が「理解が進んだ」と回答！



たとえば...

こうした疑問に
お答えします！

インボイスって
決まった様式で作らなきゃ
いけないの...？

小売業
Aさん

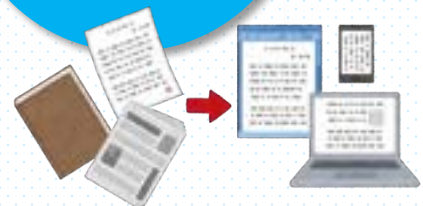
毎月引落しだから
請求書をもらっていない
んだけど...？

卸売業
Bさん

オンライン
対応
ご相談ください



改正
電帳法も



しっかりと理解と準備を進めて
令和5年10月を迎えましょう！



国税庁

NATIONAL TAX AGENCY

財務省

Ministry of Finance, JAPAN

警察庁

National Police Agency

令和 4 年 1 月 19 日

財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A について

令和 5 年 10 月より開始される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関し、事業者の方々から寄せられている質問、特に免税事業者やその取引先の対応に関する考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的とし、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A」（別紙 1 及び別紙 2 参照。）をとりまとめましたので、公表します。

【本件に関する問合せ先】

インボイス制度に関する一般的な質問・ご相談について	消費税軽減税率・インボイス制度 電話相談センター （軽減・インボイスコールセンター） TEL 0120-205-553 【受付時間】 9 : 00～17 : 00 （土日祝除く）
下請法に関する相談窓口	公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課※ TEL 03-3581-3375（直） 中小企業庁 事業環境部 取引課※ TEL 03-3501-1732（直）
建設業法に関する相談窓口	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業適正取引推進指導室 TEL 03-5253-8362（直）
優越的地位の濫用規制に関する相談窓口	公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課※ TEL 03-3581-3375（直）

※各地方支部における相談窓口は Q&A 末尾に記載

令和4年3月8日
財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A
の改正について

「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」を公表後において、事業者の方々から寄せられている質問等に基づき免税事業者やその取引先の対応に関する考え方を追加等（下記参照）しましたので公表します。

記

<改正箇所>

○【別紙1】免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A

Q7における免税事業者やその取引先の対応に関する考え方として、「6 登録事業者となるような惣惣等」の追加等を行った。また、簡易課税制度に関する記述の追加等を行った。

○【別紙2】免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A
(概要)

上記「6 登録事業者となるような惣惣等」の追加等に伴う修正を行った。

○(参考) インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

上記「6 登録事業者となるような惣惣等」の追加等に伴い、【事例3】の追加を行った。